

電波遮へい対策事業 (デジタルテレビ中継局整備事業)

1. 目的

本事業は、地上アナログテレビ放送のうち、一般放送事業者が行っている放送を受信している地域において、当該一般放送事業者の放送に係る地上デジタル放送用施設及び設備の整備を支援することによって、地上デジタルテレビ放送の受信可能な地域の拡大を図るとともに、地上デジタルテレビ放送への円滑な移行を目的としている。

2. 事業の概要

条件不利地域において、一般放送事業者が自力建設困難な地上デジタルテレビ中継局の整備を行う場合、国がその整備費用の一部を補助する。

ア 事業主体	都道府県、市町村、一般社団法人、一般財団法人又は放送事業者
イ 対象地域	条件不利地域
ウ 補助対象施設	中継局施設(局舎、鉄塔、放送機、空中線、電源設備等)
エ 補助率	1/2

3. イメージ図

